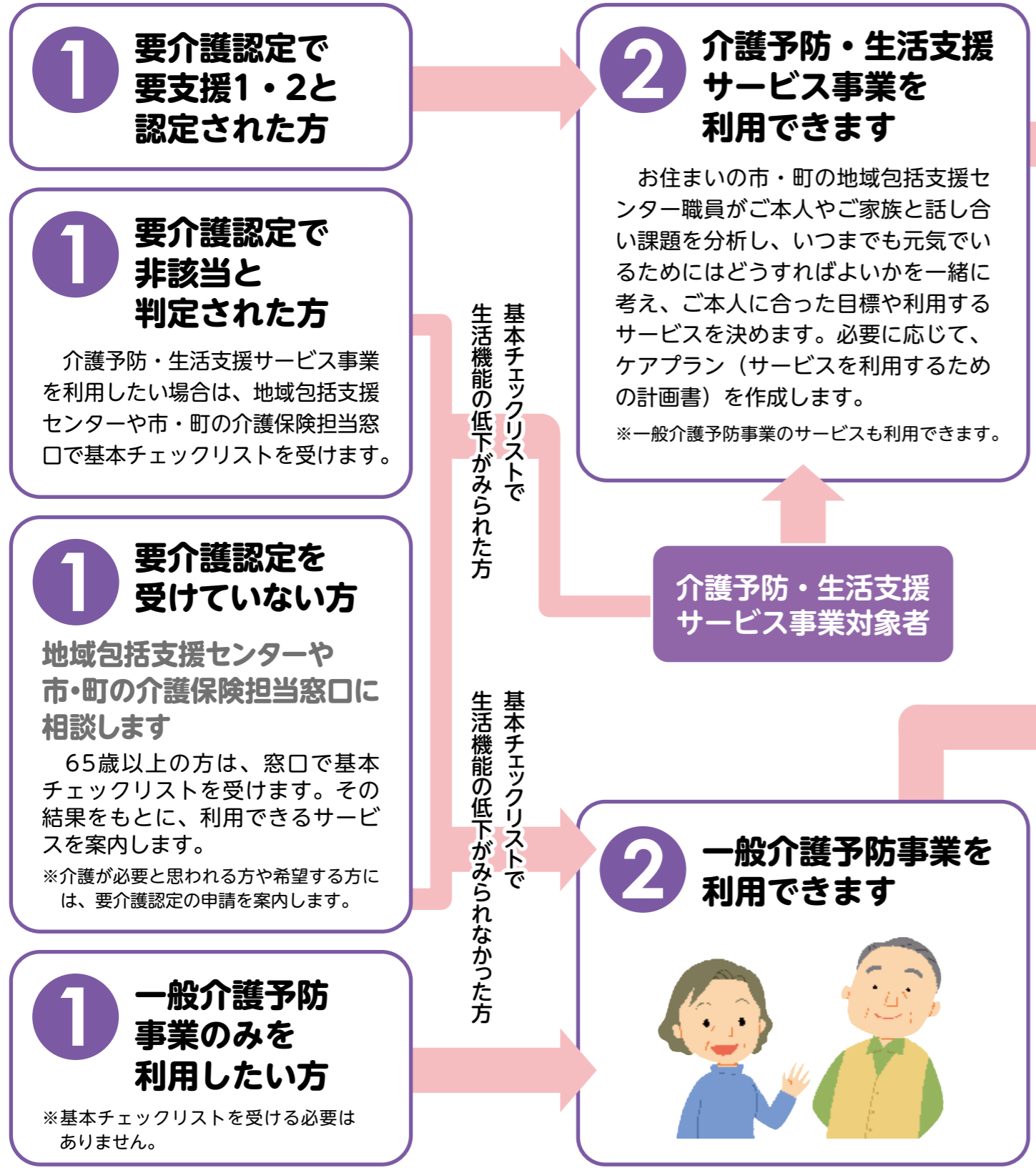


介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市や町が行う介護予防の取り組みです。
「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。



3 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用

介護予防のためのさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）や介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービスに加え、短期集中の機能訓練など多様なサービスを行います。
※詳しい内容については、お住まいの市・町の地域包括支援センターへお問い合わせください。

- 訪問型サービス**
 - 既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）に相当するサービス
 - 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助
 - 多様なサービス
 - 研修を修了した生活支援員による掃除・洗濯・調理・ゴミ出し・買い物などの生活援助
- 通所型サービス**
 - 既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービス
 - 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど
 - 多様なサービス
 - 閉じこもり予防や自立支援につながる運動や交流のためのデイサービス
 - 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス



3 一般介護予防事業のサービスを利用

市や町、地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。
一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービスです。
※詳しい内容については、お住まいの市・町の地域包括支援センターへお問い合わせください。



地域支援事業について

- 市や町では、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業のほかに、下記のような介護予防、介護する家族を支える取り組みを行っています。
- 総合相談事業／権利擁護事業**
市・町の地域包括支援センターでは、介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活、成年後見に関することなどの相談にも応じています。
 - 任意事業**
 - 介護教室：適切な介護の知識、技術の習得に向けた教室の開催
 - 家族介護者交流：介護する家族のリフレッシュを目的とした交流会の開催
 - 配食サービス：調理が困難で、栄養改善が必要な高齢者への配食サービス
 - 介護用品支給：在宅で寝たきり高齢者を介護する家族への介護用品の支給 など
- ◆任意事業については、内容や条件が市・町ごとに異なります。
詳しくはお住まいの市・町の地域包括支援センターにお問い合わせください。

生活機能とは…人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。